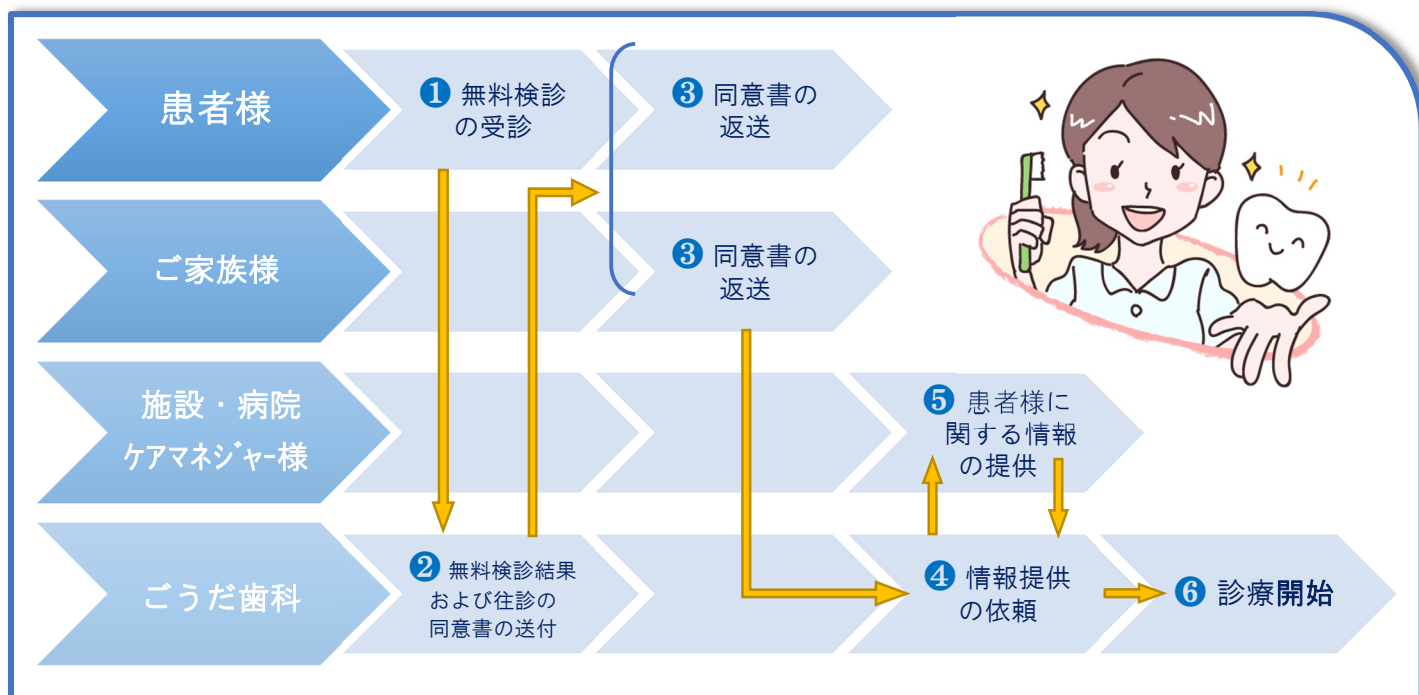


～ごうだ歯科 歯科訪問診療開始までの流れ～

歯科訪問診療開始までは、以下の ①～⑥ が基本的な手続きとなります。



- ※ 無料検診に関して治療費等は発生しません。
- ※ 診療を開始するには必ず同意書が必要となります。(同意書が無ければ治療は開始できません)
- ※ 介護保険を適用する場合には、担当の介護支援専門員との連携が必要です

【 訪問診療開始時に必要となる書類 】

○	健康保険証、各種医療証の写し	健康保険証。老人医療証、障がい者医療証等の各種医療証。 および 限度額適用・標準負担額減額認定証。 ※最新かつ有効期間内のもの
○	介護保険証の写し	介護保険被保険者証、および介護保険一部負担割合証等。
○	サマリー(診療情報提供書)等	既往歴や服薬情報や感染症の有無等、治療の際に必要です。
○	訪問診療同意書	訪問診療に際し患者様ならびにご家族様のご意思の確認です。
○	居宅介護支援事業所の情報	担当ケアマネジャー様の氏名、連絡先等の情報が必要です。

- ※ 請求等にかかわる可能性がある為、患者様の各種情報に変更(更新等)があった際には、随時最新の情報をお知らせいたしますようお願いいたします。
- ※ 介護保険の申請中や区分変更中の方は当院スタッフへお申し出ください。
- ※ 生活保護を受けられている方は、「医療券」「介護券」が必要となりますので、管轄する自治体名をお申し出ください。
- ※ 上記の書類が揃わないことで治療の開始時期が遅れる可能性もあります旨ご了承ください。
- ※ 「同意書」を受理した後、ご家族様等キーパーソンの方、施設様、担当のケアマネジャー様、その他、関係機関との間において、訪問歯科診療に必要な情報に限り共有させていただきます。